

事務所ニュース

中村敏雄事務所

〒650-0015 神戸市中央区多聞通3丁目2番12号

ファースビル4F

TEL : (078) 351-3137 FAX : (078) 371-6101

E-mail : naka-jim@rapid.ocn.ne.jp



平成30年3月25日発行 ~第161号~

社会保険に関する届出が変更になります。

平成30年3月5日より

○日本年金機構では、基礎年金番号と個人年金番号(マイナンバー)の紐付けを進めています。又、各用紙が変更されています。

健康保険・厚生年金保険 資格取得届について

○新様式では被保険者の個人番号か基礎年金番号を記載しますが、個人番号を記入した時は、住所の記載は不要です。又、住所を記入する場合は住民票の住所を記入します。

被扶養者届について

○新様式では配偶者について、個人番号か基礎年金番号を記載しますが、個人番号を記入した時は、住所に記載は不要です。又、住所を記入する場合は住民票の住所を記入します。

配偶者以外の被保険者については新生児を除いて個人番号を記入します。

住所変更届と氏名変更届について

○個人番号と基礎年金番号が紐付けできている被保険者の住所変更届と氏名変更届は不要になります。氏名変更の流れは後述のとおりです。

○被扶養者については、氏名変更届の届出省略は行われないため、これまでどおり被扶養者異動届により氏名変更の届出が必要です。

70歳以上の被保険者の氏名変更について

○70歳以上の被保険者については、氏名変更の届出省略は行われないため、これまでどおり氏名変更届の届出が必要です。

氏名変更届の省略について

氏名変更届の省略は、実施時期が未定となっており、当面は従来通り提出して下さい。

- ①協会けんぽが個人番号(マイナンバー)を活用し、氏名変更情報を入手して、新氏名が記載された保険証を自動作成します。そして毎月下旬頃に事業所に郵送されることになります。
- ②事業所に郵送された新保険証は、旧保険証と引換えに被保険者に渡してください。
- ③回収した旧保険証は日本年金機構に送付してください。

労災保険料率が一部改正されます。

平成30年4月1日より

平成30年4月1日より労災保険料率が一部の業種で改正されることになりました。このため、平成30年度の概算保険料の申告から、一部の業種で労災保険料率が変更されることとなります。同様に第2種特別加入保険料率も一部の業種で変更されます。

尚、建設業の事業に係る労務費率も平成30年4月1日より一部の業種で改正されます。

主な労災保険料率（単位1000分の1）

注) 改定後が空欄の事業については改定は行われません。（平成30年4月1日改定）

事業の種類 類の分類	事業の種類	労災保険率	
		改定前	改定後
建設事業	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	11	9.5
	既設建築物設備工事業	15	12
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	
	その他の建設事業	17	15
製造業	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	10	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5.5	5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4	
運輸業	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9	
その他の事業	ビルメンテナンス業	5.5	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3
	金融業、保険業又は不動産業	2.5	
	その他の各種事業	3	

労務費率表

注) 改定後が空欄の事業については改定は行われません。（平成30年4月1日改定）

事業の種類 類の分類	事業の種類	労務費率	
		改定前	改定後
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	鉄道又は軌道新設事業	25%	24%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	
	既設建築物設備工事業	23%	
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	38%
	その他のもの	22%	21%
	その他の建設事業	24%	